

1 議案名 平成31年度徳島県公立高等学校生徒募集選抜要項について

2 提案理由 平成31年度の徳島県公立高等学校第1学年の入学者を選抜するための要項を定める必要があるため

3 関係法令

学校教育法	第57条, 第59条
学校教育法施行規則	第90条, 第95条
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第21条, 第25条
単位制高等学校教育規程	第2条
徳島県立学校規則	第23条, 第23条の2, 第23条の3 第24条, 第44条
徳島県立高等学校通信教育規則	第8条
徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則	第2条

平成31年度

徳島県公立高等学校
生徒募集選抜要項

(案)

徳島県教育委員会

目 次

平成31年度徳島県公立高等学校生徒募集選抜要項

《全日制の課程・定時制の課程》

I 一般選抜	1
第1 募 集	1
第2 出 願	2
第3 志 願 変 更	4
第4 調査書及び教科評定分布表	6
第5 学力検査及び面接	6
第6 追検査及び追面接	8
第7 定時制の課程における成人特例措置	9
第8 選抜の方法	9
第9 選抜結果の通知等	10
第10 そ の 他	11
II 特色選抜	12
第1 募 集	12
第2 出 願	14
第3 調査書及び教科評定分布表	16
第4 検 査	16
第5 選抜の方法	17
第6 選抜結果の通知等	18
第7 そ の 他	18
学力検査及び面接実施上の留意点	19
III 第2次募集	21
第1 募 集	21
第2 出 願	21
第3 検 査	23
第4 選抜の方法	24
第5 選抜結果の通知等	24
第6 そ の 他	24

IV 連携型選抜	25
第1 募 集	25
第2 出 願	25
第3 検 査	26
第4 選抜の方法	27
第5 選抜結果の通知等	27
第6 そ の 他	28
V そ の 他	29
《通信制の課程》	
第1 募 集	30
第2 出 願	31
第3 選抜の方法	31
第4 そ の 他	31
別記・別表	33
別記1 調査書及び教科評定分布表の作成	34
別記2 相関表の作成	35
別記3 所属学区を変更する者の手続	36
別記4 県外から志願する者の手続	37
別記5 一般選抜実技検査実施校及び検査内容	39
別記6 入学者選抜に係る個人情報の開示	40
別表1 公立高等学校一覧	41
別表2 スポーツ拠点校推進事業並びにNEO徳島トップスポーツ校強化事業の指定校及び指定競技	43
別表3 特色選抜、一般選抜及び第2次募集の選抜資料	44
書類様式	47
様式一覧	48
様式第1-1号～28号	49
規則・日程等	89
通学区域等に関する規則	90
出願の手続と処理	91
日 程 表	93
平成31年度徳島県立高等学校の学科再編について	95

平成31年度

徳島県公立高等学校
生徒募集選抜要項

平成31年度公立高等学校入学者選抜関係日程

1 月		
日	曜	事 項
1	火	
2	水	
3	木	
4	金	
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	
9	水	
10	木	
11	金	
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	
16	水	
17	木	
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	
22	火	
23	水	
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	特色選抜願書受付 連携型選抜願書受付 ↓
29	火	
30	水	
31	木	

2 月		
日	曜	事 項
1	金	
2	土	
3	日	
4	月	
5	火	特色選抜 連携型選抜
6	水	
7	木	
8	金	
9	土	特色選抜結果通知 連携型選抜結果通知
10	日	
11	月	
12	火	一般選抜募集人員公表
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	
18	月	
19	火	一般選抜願書受付 ↓
20	水	
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	
26	火	一般選抜志願変更 ↓
27	水	
28	木	

3 月		
日	曜	事 項
1	金	
2	土	
3	日	
4	月	
5	火	一般選抜(学力検査)
6	水	一般選抜(面接等)
7	木	追検査, 追面接
8	金	
9	土	
10	日	
11	月	
12	火	
13	水	一般選抜結果通知
14	木	第2次募集人員公表
15	金	
16	土	
17	日	
18	月	
19	火	第2次募集願書受付
20	水	
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	
26	火	第2次募集
27	水	第2次募集選抜結果通知
28	木	
29	金	
30	土	
31	日	

平成31年度徳島県公立高等学校生徒募集選抜要項

徳島県立の各高等学校及び徳島市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）の平成31年度入学者選抜は、この要項によって実施する。

なお、公立高等学校（以下「高等学校」という。）の募集定員は、別に定める。

《全日制の課程・定時制の課程》

I 一般選抜

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	平成31年2月19日（火）から2月20日（水）まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は午後1時までとする。
志願変更受付期間	[志願変更願の受付]平成31年2月26日（火）から2月27日（水）まで [志願変更による出願受付]平成31年2月26日（火）から2月28日（木）まで 受付時間は、2月26日（火）及び2月27日（水）は午前9時から午後4時30分まで、2月28日（木）は午後1時までとする。
学 力 検 査	平成31年3月5日（火）
面 接 等	平成31年3月6日（水）
追 検 査, 追 面 接	平成31年3月7日（木）
選 抜 結 果 の 通 知 日	平成31年3月13日（水）

第1 募 集

1 実 施 校

全ての高等学校（別表1，41・42ページ）で実施する。

2 募 集 人 員

募集定員から特色選抜及び連携型選抜における合格者数を減じた人数とする。

なお、特色選抜及び連携型選抜において、入学を辞退する者が出た場合には、その数を加えるものとする。

3 出 願 資 格

出願資格者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、特色選抜又は連携型選抜においていずれの高等学校にも合格していない者とする。

- (1) 平成31年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者（以下「中学校卒業生」という。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

第2 出 願

1 出願の制限

(1) 入学志願者（以下「志願者」という。）は、県立高等学校の場合、徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（90ページ）に基づき出願するものとする。また、市立高等学校の場合、徳島市立高等学校管理規則（90ページ）に基づき出願するものとする。

なお、全日制の課程において、城ノ内高等学校、富岡東高等学校及び川島高等学校を除く普通科に出願する場合、学区外の高等学校に出願する者については、次のア又はイに定めるところによる。

ア 学区内志願者扱いを受ける特別な理由がある場合

所属学区変更許可願（様式第7号）及びそれを証明する書類を志願先高等学校長に提出し、その許可を受けた場合に限り、学区内志願者としての扱いを受ける。

該当者は、別記3（36ページ）により、手続を行わなければならない。

イ 前項アに該当しない場合

学区外志願者としての扱いを受ける。

(2) 県外に居住する者で、特別な事情があつて本県の全日制の課程の高等学校を志願する場合は、別記4（37・38ページ）により、手続を行わなければならない。ただし、定時制の課程への志願者は、許可を要しない。

(3) 2以上の高等学校に出願することはできない。また、本校と分校の併願及び全日制の課程と定時制の課程の併願はできない。

(4) 志願先高等学校にある一般選抜を実施する学科（別表1、41・42ページの公立高等学校一覧に掲げる小学科・類をいう。以下同じ。）を、志望順に記して出願することができる。ただし、芸術科は、芸術科（音楽）、芸術科（美術）又は芸術科（書道）を志望順に記して出願することはできない。

(5) 体育科は、特色選抜において募集する種目（専攻実技種目）（別表2、43ページ）で、入学後も学業と両立させ、その活動を意欲的に継続できる者に限り出願することができる。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、2月19日（火）から2月20日（水）までとする。

なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は午後1時までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、2月20日（水）午後1時までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(7) 入学願書（様式第1-2号）

(4) 受検票（様式第2-2号）

(9) 入学考査料（全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙を貼ること。ただし、市立高等学校の志願者は現金で中学校長に提出する。

(エ) 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に392円分の切手（料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手）を貼ること。

(オ) 活動記録（様式第9号）

体育科及び芸術科を志願する場合、部活動等の活動状況、活動実績、各種資格、中学校生活の状況について、志願者本人が記入する。

(カ) 実技等調査票（様式第11号）

芸術科を志願する場合、実技等の内容、準備物等について、志願者本人が記入する。

(キ) 所属学区変更許可願及びそれを証明する書類（該当者のみ）

イ 志願者のうち特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書（様式第12号）を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人及び保護者が記入し、封をした上で中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

ウ 特別な理由により公立高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のまま志願する者は、在籍する中学校長の承認を受け、上記アに示された書類等のほか、在籍志願承認書（様式第15号）を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

エ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、上記アに示された書類等のほか、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)ア～ウの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

なお、教科評定分布表は、出願に先立ち、1月23日（水）までに徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）に提出する。

また、上記(1)ア(オ)の活動記録について、「校長所見」欄を記入する。

ア 調査書（様式第4号）

平成25年度以降に中学校を卒業した志願者については、調査書を作成する。

イ 志願者名簿（様式第5-2号）

ウ 教科評定分布表（様式第6号）

エ 副申書（様式第13号）

調査書の評定の記載ができない志願者（調査書の作成を必要としない志願者は除く。）については、副申書を作成する。

オ 特別措置申請書

学力検査、面接及び実技検査等において特別な配慮を必要とする志願者については、特別措置申請書（様式第14-1号）を作成する。ただし、英語のリスニングテストにおいて特別な配慮を必要とする志願者については、英語リスニングテスト特別措置申請書（様式第14-2号）を作成する。

(3) 高等学校長による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分（最終日は午後1時）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の午後1時までには到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

- イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿（様式第23-2号）を作成する。
また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。
なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。
- ウ 城ノ内高等学校、富岡東高等学校及び川島高等学校を除く全日制普通科の各高等学校長は、学区内志願者の学区について、公正で適正な審査を行う。
なお、学区外と認められる志願者については、高等学校長は中学校長を通じ、3月4日（月）までに学区外への変更手続（入学願書等の訂正）をとらせる。
また、所属学区変更許可願を提出した志願者については、別記3（36ページ）によるものとする。
- エ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに課程別、学科別志願者数を委員会に報告する。
公立高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のままで志願する者から在籍志願承認書を受け付けた高等学校長は、3月4日（月）までに在籍志願承認書の写しを添えて、在籍のままで志願する者を委員会に報告する。
- オ 高等専門学校受検者、合格者について
(ア) 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに志願者のうち高等専門学校に出願している者の課程別・学科別人数を委員会に報告する。
(イ) 各高等学校長は、高等専門学校合格等に伴い出願を取り消した者並びに特色選抜及び連携型選抜の入学を辞退した者について、2月25日（月）正午現在の人数を速やかに委員会に報告する。

第3 志願変更

1 志願変更

- (1) 志願者は、受付締切後、先に出願した高等学校、課程、志望学科及び志望学科順位を1回に限り変更することができる。
- (2) 第1志望の志望学科の変更を行わないで、その他の志望学科及び志望学科順位の変更はできない。

2 受付期間

志願変更願等の受付期間は、次のとおりとする。

志願変更願の受付期間：2月26日（火）から2月27日（水）まで

志願変更による出願受付期間：2月26日（火）から2月28日（木）まで

受付時間は、2月26日（火）及び2月27日（水）は午前9時から午後4時30分まで、2月28日（木）は午前9時から午後1時までとする。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。

郵送により志願変更による出願書類を提出する場合は、書留速達・親展で、2月28日（木）午後1時までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 志願変更の手続等

(1) 志願変更願の提出

志願変更を行う者は、志願変更願の受付期間中に、志願変更願（様式第16号）を中学校長を経由して、先に出願した高等学校長に提出する。

なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、直接、先に出願した高等学校長に志願変更願を提出する。

また、全日制の課程から定時制の課程、又は、県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合は、新たに出願する高等学校の入学願書を作成して、先に出願した高等学校長に提出する。

(2) 願出に対する高等学校長の措置

ア 志願変更願の提出を受けた高等学校長は、次の書類を中学校長を経由して志願者に返却する。その際、中学校長は志願変更書類受領書(様式第17号)を高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書

所定欄に職印を押して、一般選抜の志願者受付・受検者名簿に登載されていたことの証明をすること。ただし、全日制の課程から定時制の課程、又は、県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合は、新たに作成された入学願書の所定欄に職印を押し、先に提出されていた入学願書とともに返却する。

(イ) (ア)以外の出願書類

イ 入学考査料は、入学願書に徳島県収入証紙を貼り付けたまま、中学校長を通じ志願者に返却する。ただし、市立高等学校に出願していた志願者については、入学考査料を現金で返却する。

ウ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者については、上記ア、イの書類等を、直接、本人に返却する。

エ 志願変更を願い出た者の記載事項は、志願者受付・受検者名簿、志願者名簿から抹消する。

(3) 志願変更による出願

志願変更による出願は、次のア～ケの各事項に留意して行うものとする。志願変更を行う者は、志願変更による出願受付期間中に、書類等を中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、直接、書類等を志願先高等学校長に提出する。

ア 高等学校長から返却を受けた入学願書及び副申書については、訂正して用いる。ただし、全日制の課程から定時制の課程、又は、県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合は、新たに作成した入学願書を用いる。

訂正箇所には、入学願書については保護者印を、副申書については記載者の印を押すものとする。

なお、調査書及び選抜結果通知用封筒はそのまま用い、受検票及び自己申告書は新たに作成する。

イ 定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学願書の所定の位置に、入学考査料の不足額1,250円分の徳島県収入証紙を貼り付けることにより、入学考査料を納入する。

市立高等学校に出願していた志願者が、県立高等学校に志願変更する場合は、入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙を貼り付けることにより、入学考査料を納入する。

ウ 志願者名簿は該当者のみ記入し作成する。

エ 教科評定分布表は、一般選抜出願時に当該受検校に提出していない中学校に限り提出する。

オ 特別措置申請書については、宛先を訂正して用いる。

カ 在籍志願承認書については、改めて、在籍する学校長の承認を受ける。

キ 活動記録は体育科及び芸術科を志願する場合、実技等調査票は芸術科を志願する場合に作成する。

ク 高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書はそのまま用いる。

ケ 志願変更願を提出し願書等の返却を受けた者が、志願変更を行わないでもとの出願先に再出願することはできない。

(4) 志願変更による出願を受け付けた高等学校長による措置

ア 高等学校長は、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

イ 高等学校長は、受付締切後、速やかに第1志望の課程別、学科別志願変更者数を委員会に報告する。

第4 調査書及び教科評定分布表

1 調査書の取扱い

(1) 調査書は、学力検査の成績と同等に扱う。

(2) 調査書中の「各教科の学習の記録」の評定は、学力検査を実施しない音楽、美術、保健体育、技術・家庭の4教科を重視する。

(3) 「各教科の学習の記録」以外の記載事項についても、選抜の資料として活用する。

2 調査書及び教科評定分布表の作成等

調査書及び教科評定分布表の作成に当たっては、公正を期するため、中学校ごとに調査書作成委員会を設けるものとする。また、各高等学校においては調査書評定委員会を設けるものとする。

なお、作成における詳細については、別記1(34ページ)によるものとする。

第5 学力検査及び面接

1 学力検査

(1) 対象者

志願者全員

(2) 検査期日

3月5日(火)

(3) 実施会場

志願先高等学校(本校)

(4) 日程及び配点

検査は、次により、県内同一問題で行い、5教科全てを受検するものとする。

時 限	時 刻	教 科	配 点
第1時限	9:05～10:00(55分間)	国 語(作文を含む。)	100
第2時限	10:20～11:05(45分間)	数 学	100
第3時限	11:25～12:10(45分間)	社 会	100
第4時限	13:00～13:45(45分間)	理 科	100
第5時限	14:05～14:55(50分間)	英 語(リスニングテストを含む。)	100

(5) 問題の程度

問題の程度は、中学校卒業程度とする。

(6) 特別措置

各高等学校長は、学力検査(英語のリスニングテストを含む。)において特別な配慮を必要とする

志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を2月25日（月）までに中学校長に通知するとともに、委員会にも報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを添えて報告する。また、特別措置申請者が志願変更する場合は、志願変更先の高等学校長は速やかに電話で委員会に連絡し、その後報告する。

(7) 受検者数の報告

各高等学校長は、検査当日の課程別、学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(8) 結果の処理

ア 各高等学校長は、検査終了後、直ちに採点を行い、厳正に処理しなければならない。

イ 各高等学校長は、志願者受付・受検者名簿に成績を記入し、3月22日（金）までに委員会に報告する。その際、受検者数集計表（様式第26-2号）、県外からの志願者集計表（様式第27-2号、該当者がいる場合のみ）も併せて報告する。

2 面 接

(1) 対象者

志願者全員

(2) 実施期日

3月6日（水）

(3) 実施会場

志願先高等学校（本校）

(4) 面接方法

個人面接、集団面接のいずれかを実施する。（別表3，44・45ページ）

(5) 特別措置

各高等学校長は、面接において特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を2月25日（月）までに中学校長に通知するとともに、委員会にも報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを添えて報告する。また、特別措置申請者が志願変更する場合は、志願変更先の高等学校長は速やかに電話で委員会に連絡し、その後報告する。

(6) 面接者数の報告

各高等学校長は、面接当日の課程別、学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

3 実 技 検 査

高等学校長が必要と認める学校・学科においては、学科の特性に応じ、実技検査を行うことができる。なお、実技検査は面接実施日に行うこととし、その内容は実施校ごとに定める。（別記5，39ページ）

各高等学校長は、実技検査において特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を2月25日（月）までに中学校長に通知するとともに、委員会にも報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを添えて報告する。また、特別措置申請者が志願変更する場合は、志願変更先の高等学校長は速やかに電話で委員会に連絡し、その後報告する。

第6 追検査及び追面接

学力検査、面接等の当日、急病、交通事故、天災地変その他やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって学力検査、実技検査に、追面接をもって面接に代えることができる。

1 受検手続

追検査、追面接の受検を希望する者は、次の書類を、中学校長を経由して、学力検査の追検査の場合は3月5日（火）に、追面接及び実技検査の追検査の場合は3月6日（水）までに、志願先高等学校長に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 追検査願（様式第18号、学力検査、実技検査当日欠席者）
- (2) 追面接願（様式第18号、面接当日欠席者）
- (3) 欠席した理由を証明する医師の診断書又は警察、役場その他の証明書

2 実施期日

3月7日（木）

3 実施会場

志願先高等学校（本校）

4 追検査

(1) 日程及び配点

追検査は、次により、県内同一問題で行い、5教科全てを受検するものとする。

時 限	時 刻	教 科	配点
第1時限	9:00～9:55（55分間）	国 語（作文を含む。）	100
第2時限	10:05～10:50（45分間）	数 学	100
第3時限	11:00～11:45（45分間）	社 会	100
第4時限	11:55～12:40（45分間）	理 科	100
第5時限	13:15～14:05（50分間）	英 語（リスニングテストを含む。）	100

(2) 問題の程度

問題の程度は、中学校卒業程度とする。

(3) 実技検査

詳細については、志願先高等学校長が定める。

5 追面接

詳細については、志願先高等学校長が定める。

6 受検者数等の報告

追検査・追面接の報告については、次のとおりとする。ただし、追検査・追面接を実施する高等学校のみ報告する。

- (1) 各高等学校長は、学力検査の追検査受検者の見込数を3月5日（火）午後3時までに委員会に報告

する。

(2) 各高等学校長は、追面接及び実技検査の追検査受検者の見込数を3月6日（水）午後3時までに委員会に報告する。

(3) 各高等学校長は、追検査及び追面接の受検者数を、検査終了後速やかに電話で委員会に報告する。

第7 定時制の課程における成人特例措置

1 対象者及び内容

定時制の課程において、平成31年4月1日現在、満20歳以上の志願者（平成11年4月1日以前に出生した者）で、成人特例措置を希望する者については、学力検査を行わず作文でこれに代えるものとする。

2 申請手続

この特例措置の適用を受けようとする者は、出願の際、併せて定時制課程特例措置適用申請書（様式第21号）を提出するものとする。

3 実施会場

志願先高等学校

4 検査日程その他詳細については、志願先高等学校長が定める。

5 この特例措置による合格者数は、募集定員の10%以内とする。

第8 選抜の方法

1 選抜の方法

(1) 各高等学校長は、調査書と学力検査の成績に加え、面接の結果並びに体育科及び芸術科については活動記録及び実技検査の成績も資料とし、学校の特色、志願してほしい生徒像などに基づき、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

(2) 城ノ内高等学校、富岡東高等学校及び川島高等学校を除く全日制普通科において、通学区域外の取扱いを受ける者の選抜は、通学区域内の志願者と同等に取り扱うものとする。

なお、通学区域外志願者の合格者数は特色選抜の入学予定者数と合わせ、第1学区は学区内総募集定員の10%以内、第2学区は8%以内とし、第3学区は高等学校ごとに募集定員の8%以内とする。ただし、特色選抜においては、NEO徳島トップスポーツ校強化事業の指定校（別表2、43ページ）における指定競技による通学区域外からの入学予定者については、この制限を適用しない。

2 合格者選抜の手順

(1) 第1次選考

調査書の「各教科の学習の記録」の評定が、上位から募集人員の80%以内にいる者で、かつ、学力検査の得点が上位から募集人員の80%以内にいる者について、面接等の結果も資料とし、総合的に選考する。

ア 選考に当たっては、次の(ア)、(イ)の項に留意して、公正かつ妥当な判定を行うものとする。

(ア) 面接の結果が特に良好な者又は不良の者

(イ) 行動が著しく優れた者又は不良の者

イ 体育科を志願した者の選考に当たっては、調査書における保健体育の成績及び活動記録の記載内容を重視する。また、芸術科の音楽、美術を志願した者の選考に当たっては、それぞれ調査書における音楽、美術の成績及び活動記録の記載内容を重視する。芸術科の書道を志願した者の選考に当たっては、活動記録の記載内容を重視する。

ウ 実技検査を行う場合には、その成績を重視する。

(2) 第2次選考

第1次選考の対象者以外の者全員について、「各教科の学習の記録」の評定と学力検査の得点を同等にみて、面接等の結果も資料とし、総合的に選考する。「各教科の学習の記録」の評定と学力検査の得点を同等にみることにについては、受検者全員についての両者の相関表（様式第24号，別記2，35ページ）を用いて、その適正をはかるものとする。

なお、評定の記載がない者については、記載されていないことのみ理由で選考の対象から外すことのないよう配慮する。

ア 選考に当たっては、次の(ア)～(カ)の諸項に留意して、公正かつ妥当な判定を行うものとする。

(ア) 面接の結果が特に良好な者又は不良の者

(イ) 行動が著しく優れた者又は不良の者

(ウ) 「総合的な学習の時間の記録」が著しく優れた者

(エ) 「特別活動の記録」が著しく優れた者

(オ) 「観点別学習状況」が著しく優れた者

(カ) 芸術・文化，体育・スポーツ，ボランティア，人権などの諸活動において顕著な実績のある者

イ 体育科を志願した者の選考に当たっては、調査書における保健体育の成績及び活動記録の記載内容を重視する。また、芸術科の音楽、美術を志願した者の選考に当たっては、それぞれ調査書における音楽、美術の成績及び活動記録の記載内容を重視する。芸術科の書道を志願した者の選考に当たっては、活動記録の記載内容を重視する。

ウ 実技検査を行う場合には、その成績を重視する。

(3) 第1志望以外の志願者の取扱い

選抜に当たっては、第1志望を優先し、第1志望者の中から合格者を決定する。合格者が定員に満たない場合は、第1志望以外の志願者の中から選抜を行い合格者を決定する。ただし、普通科，理数科，芸術科又は外国語科から、第1志望，第2志望とする者のうち、第1志望不合格者については、第2志望の学科において、その学科を第1志望とした者と同一基準において選考するが、その数は10人以内とする。この場合において、合格者が定員に満たないときは、第1志望以外の志願者の中から選抜を行い合格者を決定する。

(4) 各高等学校長は、相関表を3月22日（金）までに委員会に報告する。

第9 選抜結果の通知等

1 各高等学校長は、3月13日（水），受検者に選抜の結果を様式第25-1・2号により、簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。

2 各高等学校長は、速やかに課程別，学科別合格者数及び第2次募集を行うべき課程・学科の人員予定数を委員会に報告する。

第10 その他

- 1 一般選抜の合格者は、第2次募集に出願することはできない。
- 2 一般選抜の不合格者は、改めて第2次募集に出願することができる。
- 3 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
なお、検査当日欠席する者が出た場合（追検査及び追面接を受検する場合を除く）も同様に、中学校長は速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出すること。
- 4 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届（様式第20号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

II 特色選抜

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	平成31年1月28日（月）から1月29日（火）まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は午後1時までとする。
検 査 日	平成31年2月5日（火）
選抜結果の通知日	平成31年2月9日（土）

第1 募 集

1 実 施 校

次に掲げる学校・学科で実施する。

高 等 学 校	課 程	大 学 科	小 学 科 ・ 類
城東高等学校	全日制	普通科	普通科
城南高等学校	全日制	普通科	普通科
城北高等学校	全日制	普通科	普通科
城ノ内高等学校	全日制	普通科	普通科
徳島北高等学校	全日制	普通科	普通科
徳島市立高等学校	全日制	普通科	普通科
城西高等学校	全日制	農業科	生産技術科，植物活用科，食品科学科， アグリビジネス科
		総合学科	総合学科
徳島科学技術高等学校	全日制	工業科	総合科学類，機械技術類，電気技術類， 建設技術類
		水産科	海洋科学類，海洋技術類
徳島商業高等学校	全日制	商業科	情報処理科，会計情報科，商業科
小松島高等学校	全日制	普通科	普通科
小松島西高等学校	全日制	商業科	商業科
		家庭科	食物科，生活文化科
		福祉科	福祉科
小松島西高等学校勝浦校	全日制	農業科	応用生産科，園芸福祉科
富岡東高等学校	全日制	普通科	普通科
		商業科	商業科
富岡西高等学校	全日制	普通科	普通科
阿南光高等学校	全日制	工業科	機械ロボットシステム科，電気情報システム科， 都市環境システム科
		総合学科	産業創造科
那賀高等学校	全日制	普通科	普通科
		農業科	森林クリエイト科
海部高等学校	全日制	普通科	普通科
		商業科	情報ビジネス科

高等学校	課程	大学科	小学科・類
鳴門高等学校	全日制	普通科	普通科
鳴門渦潮高等学校	全日制	体育科	スポーツ科学科
		総合学科	総合学科
板野高等学校	全日制	普通科	普通科
名西高等学校	全日制	普通科	普通科
		芸術科	芸術科(音楽), 芸術科(美術), 芸術科(書道)
吉野川高等学校	全日制	農業科	農業科学科, 生物活用科
		商業科	会計ビジネス科, 情報ビジネス科, 食ビジネス科
川島高等学校	全日制	普通科	普通科
阿波高等学校	全日制	普通科	普通科
阿波西高等学校	全日制	普通科	普通科
穴吹高等学校	全日制	普通科	普通科
脇町高等学校	全日制	普通科	普通科
つるぎ高等学校	全日制	工業科	電気科, 機械科, 建設科
		商業科	商業科, 地域ビジネス科
池田高等学校	全日制	普通科	普通科
池田高等学校辻校	全日制	総合学科	総合学科

2 出願要件等

次の(1)及び(2)の高等学校ごとの内容については、別に定める。

(1) 出願要件

学校の特色、志願してほしい生徒像に基づき、スポーツ、文化活動、その他高等学校が定める特色ある活動（以下「部活動等」という。）について、高等学校ごとに出願要件を示す。ただし、体育科及び芸術科については、出願要件を別に示すことができる。

また、活動実績等の基準を具体的に示す。

(2) 募集人員

ア 各高等学校の募集人員は、次に示す範囲内とし、高等学校ごとに示す。

(ア) 普通科は、募集定員の6%以内とする。

(イ) 専門学科（体育科及び芸術科を除く。）及び総合学科は、募集定員の13%以内とする。

(ウ) 上記(ア)・(イ)による募集人員の計が8人未満になる高等学校は、8人以内とする。ただし、県外から志願する者の合格者数が「人数制限なし」の高等学校は、12人以内とする。

イ 体育科及び芸術科の募集人員は、募集定員の100%とする。

ウ NEO徳島トップスポーツ校強化学業の指定校は、指定競技の募集人員を別に定める。

3 出願資格

出願資格者は、志願先高等学校への入学を第1志望とし、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成31年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者（以下「中学校卒業生」という。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

第2 出 願

1 出願の制限

- (1) 志願者は、県立高等学校の場合、徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（90ページ）に基づき出願するものとする。また、市立高等学校の場合、徳島市立高等学校管理規則（90ページ）に基づき出願するものとする。

なお、全日制の課程において、城ノ内高等学校、富岡東高等学校及び川島高等学校を除く普通科に出願する場合、学区外の高等学校に出願する者については、次のア又はイに定めるところによる。

ア 学区内志願者扱いを受ける特別な理由がある場合

所属学区変更許可願（様式第7号）及びそれを証明する書類を志願先高等学校長に提出し、その許可を受けた場合に限り、学区内志願者としての扱いを受ける。

該当者は、別記3（36ページ）により、手続を行わなければならない。

イ 前項アに該当しない場合

学区外志願者としての扱いを受ける。

- (2) 県外に居住する者で、特別な事情があつて本県の全日制の課程の高等学校を志願する場合は、別記4（37・38ページ）により、手続を行わなければならない。
- (3) 2以上の高等学校に出願することはできない。また、本校と分校の併願はできない。
- (4) 志願先高等学校にある特色選抜を実施する学科を、志望順に記して出願することができる。ただし、体育科と総合学科、又は、普通科と芸術科を、それぞれ志望順に記して出願することはできない。また、芸術科は、芸術科（音楽）、芸術科（美術）又は芸術科（書道）を志望順に記して出願することはできない。
- (5) 体育科は、特色選抜において募集する種目（専攻実技種目）（別表2、43ページ）で、入学後も学業と両立させ、その活動を意欲的に継続できる者に限り出願することができる。
- (6) 出願後、志願先高等学校又は志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、1月28日（月）から1月29日（火）までとする。

なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は午後1時までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、1月29日（火）午後1時までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

- (1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第1-1号）

(イ) 受検票（様式第2-1号）

(ウ) 入学考査料（2,200円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙を貼ること。ただし、市立高等学校の志願者は現金で中学校長に提出する。

(エ) 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に392円分の切手（料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手）を貼ること。

(オ) 活動記録（様式第9号）

部活動等の活動状況、活動実績、各種資格、中学校生活の状況について、志願者本人が記入する。

(カ) 実技等調査票（様式第11号）

志願先高等学校長が提出を求める場合（別表3、44・45ページ）、実技等の内容、準備物等について、志願者本人が記入する。

(キ) 所属学区変更許可願及びそれを証明する書類（該当者のみ）

イ 志願者のうち特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書（様式第12号）を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人及び保護者が記入し、封をした上で中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

ウ 特別な理由により公立高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のまま志願する者は、在籍する学校長の承認を受け、上記アに示された書類等のほか、在籍志願承認書（様式第15号）を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

エ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、上記アに示された書類等のほか、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)ア～ウの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

なお、教科評定分布表は、出願に先立ち、1月23日（水）までに委員会に提出する。

また、上記(1)ア(オ)の活動記録について、「校長所見」欄を記入する。

ア 調査書（様式第4号）

平成25年度以降に中学校を卒業した志願者については、調査書を作成する。

イ 志願者名簿（様式第5-1号）

ウ 教科評定分布表（様式第6号）

エ 副申書（様式第13号）

調査書の評定の記載ができない志願者（調査書の作成を必要としない志願者は除く。）については、副申書を作成する。

オ 特別措置申請書（様式第14-1号）

学力検査、作文、面接、実技等において特別な配慮を必要とする志願者については、特別措置申請書を作成する。

(3) 高等学校長による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分（最終日は午後1時）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の午後1時までには到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿（様式第23-1号）を作成する。
また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

ウ 城ノ内高等学校、富岡東高等学校及び川島高等学校を除く全日制普通科の各高等学校長は、学区内志願者の学区について、公正で適正な審査を行う。

なお、学区外と認められる志願者については、高等学校長は中学校長を通じ、2月1日（金）までに学区外への変更手続（入学願書等の訂正）をとらせる。

また、所属学区変更許可願を提出した志願者については、別記3（36ページ）によるものとする。

エ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに課程別、学科別志願者数を委員会に報告する。
公立高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のままで志願する者から在籍志願承認書を受け付けた高等学校長は、2月1日（金）までに在籍志願承認書の写しを添えて、在籍のままで志願する者を委員会に報告する。

第3 調査書及び教科評定分布表

1 調査書の取扱い

- (1) 調査書中の「各教科の学習の記録」の評定は、学力検査を実施しない音楽、美術、保健体育、技術・家庭の4教科を重視する。
- (2) 「各教科の学習の記録」以外の記載事項についても、選抜の資料として活用する。

2 調査書及び教科評定分布表の作成等

「I 一般選抜 第4 調査書及び教科評定分布表 2 調査書及び教科評定分布表の作成等」に準ずる。

第4 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、学力検査を実施する。

また、高等学校長が必要と認める場合は、高等学校ごとに、作文、面接、実技等から内容を定め実施することができる。ただし、体育科及び芸術科については、別に定め実施することができる。（別表3、44・45ページ）

(1) 学力検査

検査は、次により、県内同一問題で行い、検査Ⅰ、検査Ⅱともに受検するものとする。

なお、問題の程度は中学校卒業程度とする。

時 限	時 刻	検 査	出題教科（配点）
第1時限	9:30～10:15（45分間）	検 査 Ⅰ	国語（40）、社会（40）、英語（20）
第2時限	10:35～11:20（45分間）	検 査 Ⅱ	数学（40）、理科（40）、英語（20）

(2) 作文

志願してほしい生徒像，出願要件などに関連して，志願者の関心・意欲や能力・適性等をみる作文を課す。

(3) 面接

個人面接又は集団面接を行う。

(4) 実技等

部活動等に関わる分野について，実技や意見発表等を行う。

2 検査の実施

(1) 検査期日

2月5日（火）

なお，各高等学校が実施する検査時間割の詳細は，実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

志願先高等学校（本校）

(3) 特別措置

各高等学校長は，学力検査，作文，面接，実技等において，特別な配慮を必要とする志願者について，中学校長と十分に連絡をとり，適切な措置を決め，その結果を2月1日（金）までに中学校長に通知するとともに，委員会にも報告する。その際，委員会には特別措置申請書の写しを添えて報告する。

(4) 受検者数の報告

各高等学校長は，検査当日の課程別，学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(5) 結果の処理

ア 各高等学校長は，あらかじめ選抜資料の配点を定める。その際，調査書は別記2（35ページ）の評定値合計に基づき，学力検査は「1 検査の内容（1）学力検査」の配点に基づき，それぞれの配点の範囲が20%以上となるように定める。

イ 各高等学校長は，検査終了後，直ちに，各高等学校で実施した検査の採点を行い，厳正に処理しなければならない。

ウ 各高等学校長は，志願者受付・受検者名簿に検査の成績を記入し，3月22日（金）までに委員会に報告する。その際，受検者数集計表（様式第26-1号），県外からの志願者集計表（様式第27-1号，該当者がいる場合のみ）も併せて報告する。

第5 選抜の方法

1 各高等学校長は，調査書，活動記録及び学力検査の成績並びに各高等学校において実施した検査の結果を資料として，学校の特色，志願してほしい生徒像，出願要件などに基づき，当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお，自己申告書や副申書が提出された場合は，これを選抜の資料に加える。

また，複数の学科がある場合は，学科ごとの合格者数を制限することができる。

2 城ノ内高等学校，富岡東高等学校及び川島高等学校を除く全日制普通科において，通学区域外の取扱いを受ける者の選抜は，通学区域内の志願者と同等に取り扱うものとする。

なお，通学区域外志願者の合格者数は，第1学区及び第2学区は各学区内総募集定員の2%以内，第3学区は高等学校ごとに募集定員の2%以内とする。ただし，NEO徳島トップスポーツ校強化事業の指定校における指定競技による通学区域外からの合格者については，この制限を適用しない。

第6 選抜結果の通知等

- 1 各高等学校長は、2月9日（土）、受検者に選抜の結果を様式第25-1・2号により、簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 各高等学校長は、速やかに学科別合格者数を委員会に報告する。

第7 その他

- 1 特色選抜の合格者は、一般選抜及び第2次募集に出願することはできない。
- 2 特色選抜の不合格者は、特色選抜で受検した高等学校も含めて、改めて一般選抜に出願することができる。
- 3 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
なお、検査当日欠席する者が出た場合も同様に、中学校長は速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出すること。
- 4 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届（様式第20号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

学力検査及び面接実施上の留意点

1 一般選抜及び特色選抜における学力検査

(1) 受検者に対する受検上の注意

各高等学校長は、学力検査当日受検者に対し、次の注意を与えるものとする。

ア 検査場へは受検票及び筆記用具を携行すること。また、時計を持ち込む場合は時計機能のみのものですること。

なお、和歌・格言、公式、法則等を記載したもの、計算及び辞書機能を持つものなど、検査の公平をそこなうおそれのあるものや、携帯電話などの移動通信機器の持ち込みは認めない。筆入れ、下敷きなど、その他のものについては、各高等学校の指示に従うこと。

イ 検査開始前、指示する時刻に検査場に集合して検査員から注意を受けること。

ウ 検査終了まで退場してはならない。

エ 検査開始後15分以上遅刻した者は、本日のその時限以降の検査は受けられない。

オ 解答用紙には、受検番号を算用数字で記入すること。氏名は書かない。

カ 印刷不鮮明で質問があれば、挙手して検査員の指示に従うこと。問題の内容に立ち入った質問は許されない。

キ 受検中身体に異常をきたしたような場合は、挙手してその旨を告げ、検査員の指示に従うこと。

ク 受検中不正行為のあった者は、直ちに退場を命じられ、その後の検査は受けられない。

(2) 学力検査の実施に当たっての高等学校長等の措置

各高等学校長は、次の事項について適切な措置を講ずるものとする。このほか、検査実施上必要な事項が生じた場合には、委員会は、各高等学校長に通知する。

ア 検査を実施する教室から、解答に暗示を与えるおそれのあるような掲示物及び標本等を除去すること。

イ 時報は、検査開始時刻、開始後15分、終了前5分及び終了時刻とする。検査時間中は、これ以外の時刻報知は行ってはならない。

ウ 印刷不鮮明等による質問に対しては、正確な問題を提示すること。問題の内容や解答の仕方等に関する質問に答えてはならない。

エ 検査場によって不公平を生じるような特別な注意を与えたり、特別な行動をしてはならない。

オ 検査問題及び正答表は、その教科の検査終了後発表する。

(3) 委員会は、このほか、検査上必要な事項が生じた場合には、市町村教育委員会を通じて中学校長に通知するとともに、各高等学校長に通知する。

2 一般選抜における面接

(1) 面接日程等

面接日程等は、志願先高等学校長が出身中学校長を通じ志願者に通知するものとする。

(2) 面接方法

ア 面接は個人面接、集団面接のいずれかを実施する。(別表3, 44・45ページ)

イ 面接担当者は各班3人以上とし、各高等学校長が定める。

ウ 各高等学校長は、面接の公平・公正を期するため、校長を委員長とした面接実施委員会を設け、面接に関する事項を取り扱う。

(3) 質問事項

次のア～エの各事項に関することのうちから質問する。

- ア 中学校生活
- イ 志望の動機
- ウ 高校生活への期待
- エ 将来の希望

Ⅲ 第2次募集

[日 程]

事 項	日 時
願書受付期間	平成31年3月19日（火） 受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。
検 査 日	平成31年3月26日（火）
選抜結果の通知日	平成31年3月27日（水）

第1 募 集

1 実 施 校

特色選抜、連携型選抜及び一般選抜の結果、合格者が募集定員に満たない学科で実施する。

2 募 集 人 員

3月14日（木）に公表する。

3 出 願 資 格

出願資格者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、特色選抜、連携型選抜又は一般選抜においていずれの高等学校にも合格していない者とする。

- (1) 平成31年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者（以下「中学校卒業者」という。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

第2 出 願

1 出 願 の 制 限

- (1) 第2次募集実施校の通学区域については、徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（90ページ）及び徳島市立高等学校管理規則（90ページ）によらず、県内全域とする。
- (2) 県外に居住する者で、特別な事情があって本県の全日制の課程の高等学校を志願する場合は、別記4（37・38ページ）により、手続を行わなければならない。ただし、定時制の課程への志願者は、許可を要しない。
- (3) 2以上の高等学校に出願することはできない。また、本校と分校の併願及び全日制の課程と定時制の課程の併願はできない。
- (4) 志願先高等学校にある第2次募集を実施する学科を、志望順に記して出願することができる。ただし、芸術科は、芸術科（音楽）、芸術科（美術）又は芸術科（書道）を志望順に記して出願することはできない。
- (5) 体育科は、特色選抜において募集する種目（専攻実技種目）（別表2，43ページ）で、入学後も学業と両立させ、その活動を意欲的に継続できる者に限り出願することができる。
- (6) 出願後、志願先高等学校又は志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、3月19日（火）のみとする。

なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、3月19日（火）午後4時30分までに必着のこと。ただし、受付日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第1-2号）

(イ) 受検票（様式第2-2号）

(ウ) 入学考査料（全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙を貼ること。ただし、市立高等学校の志願者は現金で中学校長に提出する。

(エ) 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に392円分の切手（料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手）を貼ること。

(オ) 活動記録（様式第9号）

体育科及び芸術科を志願する場合、部活動等の活動状況、活動実績、各種資格、中学校生活の状況について、志願者本人が記入する。

(カ) 実技等調査票（様式第11号）

芸術科を志願する場合、実技等の内容、準備物等について、志願者本人が記入する。

イ 志願者のうち特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書（様式第12号）を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人及び保護者が記入し、封をした上で中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

ウ 特別な理由により公立高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のまま志願する者は、在籍する中学校長の承認を受け、上記アに示された書類等のほか、在籍志願承認書（様式第15号）を出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

エ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、上記アに示された書類等のほか、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)ア～ウの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

また、上記(1)ア(オ)の活動記録について、「校長所見」欄を記入する。

ア 調査書（様式第4号）

平成25年度以降に中学校を卒業した志願者については、調査書を作成する。

イ 志願者名簿（様式第5-2号）

ウ 教科評定分布表（様式第6号、これまでに当該高等学校に提出していない中学校に限る。）

エ 副申書（様式第13号）

調査書の評定の記載ができない志願者（調査書の作成を必要としない志願者は除く。）については、副申請書を作成する。

オ 特別措置申請書（様式第14-1号）

作文、面接等において特別な配慮を必要とする志願者については、特別措置申請書を作成する。

(3) 高等学校長による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付日の午後4時30分までに到着しなければならないが、受付日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿（様式第23-2号）を作成する。

また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

ウ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに課程別、学科別志願者数を委員会に報告する。

公立高等学校又は特別支援学校高等部に在籍のまま志願する者から在籍志願承認書を受け付けた高等学校長は、3月22日（金）までに在籍志願承認書の写しを添えて、在籍のまま志願した者を委員会に報告する。

第3 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、作文（時間は50分間、字数は700字以上800字以内）及び面接を実施する。また、学校・学科の特色に応じ、学校指定教科の検査、実技検査を実施することができるものとし、その内容は実施校ごとに定める。（別表3，44・45ページ）

なお、問題の程度は、中学校卒業程度とする。

2 検査の実施

(1) 検査期日

3月26日（火）

なお、各高等学校が実施する検査時間割の詳細は、実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

志願先高等学校（本校）

(3) 特別措置

各高等学校長は、検査において特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を3月22日（金）までに中学校長に通知するとともに、委員会にも報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを添えて報告する。

(4) 受検者数の報告

各高等学校長は、検査当日の課程別、学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(5) 結果の処理

各高等学校長は、検査終了後、直ちに採点を行い、厳正に処理しなければならない。

第4 選抜の方法

各高等学校長は、調査書、作文、面接の結果及び各高等学校において実施した検査の結果並びに体育科及び芸術科については活動記録を資料として、学校の特色、志願してほしい生徒像などに基づき、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

第5 選抜結果の通知等

- 1 各高等学校長は、3月27日（水）、受検者に選抜の結果を様式第25-1・2号により、簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 各高等学校長は、速やかに、課程別、学科別合格者数を委員会に報告し、さらに、志願者受付・受検者名簿に第2次募集の状況を記入し、3月28日（木）までに委員会に報告する。

第6 その他

- 1 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
なお、検査当日欠席する者が出た場合も同様に、中学校長は速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出すること。
- 2 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届（様式第20号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

IV 連携型選抜

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	平成31年1月28日（月）から1月29日（火）まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は午後1時までとする。
検 査 日	平成31年2月5日（火）
選抜結果の通知日	平成31年2月9日（土）

第1 募 集

1 実 施 校

連携型選抜は、連携型中学校から該当する連携型高等学校を志願する場合に実施する。

連携型高等学校	連 携 型 中 学 校
那賀高等学校	鷺敷中学校，相生中学校，木頭中学校
阿波西高等学校	市場中学校，阿波中学校

2 募 集 人 員

募集定員の範囲内とし、別に定める。

3 出 願 資 格

連携型選抜に出願できる者は、次の(1)から(4)を全て満たし、連携型中学校長（以下「中学校長」という。）が認めた者とする。

- (1) 平成31年3月に連携型中学校を卒業見込の者
- (2) 当該高等学校・学科を志願する動機及び理由が明白かつ適切であること。
- (3) 当該高等学校・学科に対する適性，興味・関心及び学習意欲を有すること。
- (4) 中学校生活全般にわたり積極的な取組を行い，入学後も学校生活を意欲的におくる意志のあること。

第2 出 願

1 出 願 の 制 限

- (1) 志願者は，特色選抜と併願することはできない。
- (2) 志願先高等学校にある学科を，志望順に記して出願することができる。
- (3) 出願後，志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、1月28日（月）から1月29日（火）までとする。

なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は午後1時までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、1月29日（火）午後1時までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

ア 入学願書（様式第1-1号）

イ 受検票（様式第2-1号）

ウ 入学考査料（2,200円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙を貼ること。

エ 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に392円分の切手（料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手）を貼ること。

オ 志望理由書（様式第10号）

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)の書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

ア 志願者名簿（様式第5-1号）

イ 連携型中高一貫教育に係る副申書（様式第22号）

ウ 特別措置申請書（様式第14-1号）

学力検査及び面接等において特別な配慮を必要とする志願者については、特別措置申請書を作成する。

(3) 連携型高等学校長（以下「高等学校長」という。）による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分（最終日は午後1時）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の午後1時までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿（様式第23-1号）を作成する。

また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

ウ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに学科別志願者数を委員会に報告する。

第3 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、学力検査と面接を実施する。

(1) 学力検査

検査は、次により、県内同一問題（特色選抜学力検査問題と同一とする。）で行い、検査Ⅰ，検査Ⅱともに受検するものとし、検査実施上の留意点については、一般選抜及び特色選抜に準ずるものとする。（19ページ）

なお、問題の程度は中学校卒業程度とする。

時 限	時 刻	検 査	出題教科（配点）
第1時限	9:30～10:15（45分間）	検査Ⅰ	国語（40），社会（40），英語（20）
第2時限	10:35～11:20（45分間）	検査Ⅱ	数学（40），理科（40），英語（20）

(2) 面接

面接は、志願先高等学校長の定めるところにより実施する。

2 検査の実施

(1) 検査期日

2月5日（火）

なお、面接の時間については、実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

志願先高等学校

(3) 特別措置

各高等学校長は、学力検査及び面接等において、特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を2月1日（金）までに中学校長に通知するとともに、委員会にも報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを添えて報告する。

(4) 受検者数の報告

各高等学校長は、検査当日の学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(5) 結果の処理

ア 各高等学校長は、検査終了後、直ちに採点を行い、厳正に処理しなければならない。

イ 各高等学校長は、志願者受付・受検者名簿に検査の成績を記入し、3月22日（金）までに委員会に報告する。その際、受検者数集計表（様式第26-1号）も併せて報告する。

第4 選抜の方法

各高等学校長は、志望理由書の審査、学力検査の成績及び面接の結果を資料として、学校の特色、志願してほしい生徒像などに基づき、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

また、複数の学科がある場合は、学科ごとの合格者数を制限することができる。

第5 選抜結果の通知等

1 各高等学校長は、2月9日（土），受検者に選抜の結果を様式第25-1・2号により、簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。

2 各高等学校長は、速やかに学科別合格者数を委員会に報告する。

第6 その他

- 1 連携型選抜の合格者は、一般選抜及び第2次募集に出願することはできない。
- 2 連携型選抜の不合格者は、連携型選抜で受検した高等学校も含めて、改めて一般選抜に出願することができる。
- 3 連携型中学校を除く中学校からの志願者は、連携型選抜によらない入学者選抜で、連携型高等学校を受検することができる。
- 4 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長は、速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
なお、検査当日欠席する者が出た場合も同様に、中学校長は速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出すること。
- 5 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長は、速やかに入学辞退届（様式第20号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

V その他

- 1 高等学校ごとに、学校の特色及び学科ごとの志願してほしい生徒像を、別に示す。
- 2 海外帰国生徒等の選抜については、委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- 3 入学者選抜における学力検査の出題に関しては、中学校学習指導要領（平成20年3月告示）の範囲内とするが、新学習指導要領の実施に伴う移行措置で学習する内容を含むこととする。また、検査問題に使用する漢字については、平成22年改定後の常用漢字表によるものとする。
- 4 入学者選抜に係る個人情報の開示は、別記6（40ページ）によるものとする。
- 5 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、教育長が定める。

《通信制の課程》

[日 程]

事 項	日 時
願 書 請 求	平成31年2月1日（金）より開始。 請求受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。 ただし、火曜日、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
願書受付期間	[転入生、編入生 一次] 平成31年2月21日（木）、2月22日（金）、2月25日（月） [転入生、編入生 二次] 平成31年3月18日（月）、3月19日（火）、3月20日（水） [新入生 一次] 平成31年2月27日（水）、2月28日（木）、3月1日（金） [新入生 二次] 平成31年3月20日（水）、3月22日（金） 受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。
審 査 日	[転入生、編入生 一次] 平成31年3月3日（日） [転入生、編入生 二次] 平成31年3月27日（水） [新入生 一次] 平成31年3月10日（日） [新入生 二次] 平成31年3月28日（木）

第1 募 集

1 実 施 校

徳島中央高等学校（以下「実施校」という。）

（〒770-0006 徳島市北矢三町1丁目3番8号 電話(088)631-1332）

2 募集する学科と出願資格

(1) 普通科

出願資格者は、次のアからウのいずれかに該当する者とする。

ア 平成31年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込又は修了見込の者

イ 中学校を卒業又は修了した者（以下「中学校卒業者」という。）

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

ただし、実施校の校長は、上記アからウに該当しない者で、相当の年齢に達し、かつ、相当の学力があると認められた者は、特科生として入学させることができる。

(2) 衛生看護科

出願資格者は、徳島県立総合看護学校准看護学科に入学又は入学見込の者で、高等学校通信教育を希望する者とする。